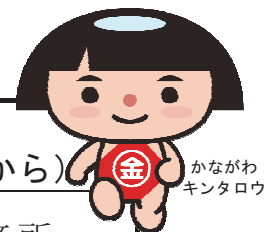


## 県税事務所再編・統合のお知らせ

本県では、平成24年10月に策定した神奈川県緊急財政対策の中で、出先機関の見直しに取り組んでいます。県税事務所については、税務手続きの電子化などの環境変化を踏まえ、**平成26年4月1日に18事務所から12事務所**に再編・統合します。



現 行 (平成26年3月31日まで)	再編・統合後 (平成26年4月1日から)
横 浜 県 税 事 務 所	横 浜 県 税 事 務 所
保 土 ヶ 谷 県 税 事 務 所	
南 県 税 事 務 所	戸 塚 県 税 事 務 所
戸 塚 県 税 事 務 所	
高 津 県 税 事 務 所	高 津 県 税 事 務 所
麻 生 県 税 事 務 所	
横 須 賀 県 税 事 務 所	横 須 賀 県 税 事 務 所
鎌 倉 県 税 事 務 所	
小 田 原 県 税 事 務 所	小 田 原 県 税 事 務 所
足 柄 上 県 税 事 務 所	
厚 木 県 税 事 務 所	厚 木 県 税 事 務 所
大 和 県 税 事 務 所	
神 奈 川 県 税 事 務 所	変 更 あ り ま せ ん
緑 県 税 事 務 所	
川 崎 県 税 事 務 所	
相 模 原 県 税 事 務 所	
平 塚 県 税 事 務 所	
藤 沢 県 税 事 務 所	

- ◆ 平成26年度から、インターネットを利用してクレジットカードで自動車税が、コンビニエンスストアで個人事業税及び不動産取得税が、それぞれ納付できるようになります。

### ■ 取扱県税事務所の変更について

再編・統合と併せて、一部の県税事務所の取扱事務を変更します。

事 務	取扱県税事務所	
	変更前 (平成26年3月31日まで)	変更後 (平成26年4月1日から)
県民税利子割及び個人県民税(配当割・株式等譲渡所得割)	横浜県税事務所	緑県税事務所
横浜市鶴見区等の区域内の軽油引取税及びゴルフ場利用税	高津県税事務所	川崎県税事務所
軽油引取税(県内に事務所又は事業所を有しない特別徴収義務者に関するもの)	南県税事務所	

問い合わせ先  
神奈川県川崎県税事務所  
電話 044-233-7351(代)